

## 1-2. 仕事と出産

### 妊娠がわかったら

妊娠がわかったら、会社側が休み中の体制を整えられるように早めに出産予定日と休業の期間を上司に報告しましょう。検診スケジュールも前もって伝えましょう。

会社に規定がなくても、パートなどの方も会社へ申し出ることができます。

### 妊娠中の働く女性を守るために

労働基準法や男女雇用機会均等法では、働く女性の母性を保護するための規定を設けています。

### 妊娠中の職場生活

#### ◆就労の制限(労働基準法)

- 時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限
- 軽易な業務への転換
- 危険有害業務への就業制限

### 産前産後休業

産前産後の休業については、正社員・パートといった雇用形態にかかわらず取得できます。会社に請求方法を確認しましょう。

#### ◆産前休業・産後休業(労働基準法)

産前休業は、出産予定日の6週間前(双子以上の場合は14週間前)から請求できます。

また、産後8週間は就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。

※産前産後休業中の社会保険料は免除されます。

#### ◆解雇制限(労働基準法)

産前産後休業中とその後の30日間はいかなる理由があっても解雇はできません。

### 産後休業後に復職するときは

#### ◆育児時間がとれます(労働基準法)

生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。

#### ◆時間外労働、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制限、危険有害業務の就業制限があります(労働基準法)

産後1年を経過しない女性には、妊娠中と同様にこれらが適用になります。

#### ◆母性健康管理措置(男女雇用機会均等法)

産後1年を経過しない女性は、医師等から指示があったときは、健康診査等に必要な時間の確保を申し出ることができます。

また、指導を受けた場合には、必要な措置を受けることができます。

#### ◆育児のための所定外労働の免除・短時間勤務の制度(育児・介護休業法)

3歳に満たない子を育てている父母が請求した場合、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはいいないとされています。

また、事業主は原則として、所定労働時間の短縮措置を講じなければなりません。



## 育児休業について

1歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず、希望する期間、子どもを養育するために休業することができます。

### 育児休業を取るには

#### ◆育児休業(育児・介護休業法)

1歳に満たない子どもを育てる父母は育児のために休業できます。また、1歳を超えても保育所に入所できないなど休業が必要と認められる場合は1歳6か月まで延長できます。

### 育児休業を取ることができる人

正社員だけでなくパートタイム労働者も一定の要件を満たしていれば取得できます。

### 育児休業を取るための手続き

会社の規定を確認し、遅くとも育児休業を取得する日の1か月前までに、「育児休業申出書」を人事担当に提出しましょう。

規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に請求ができます。

1歳から1歳6か月までの育児休業については、休業開始予定日から希望どおり休業するにはその2週間前までに申し出てください。

### 社会保険(健康保険・厚生年金)の保険料の免除

3歳未満の子を育てる被保険者が育児休業を取得する場合、休業期間中の保険料が免除されます。詳しくは、勤務先に確認してください。

### 育児休業給付金

1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した等、一定の要件を満たした方を対象として、休業開始時の賃金に対して一定割合で支給されます。(最新の支給割合は、ハローワーク等にお問合せ下さい。)詳しくは勤務先に確認してください。

※共済組合加入の方は、育児休業手当金の支給となります。詳しくは勤務先に確認してください。

## 幼い子供を育てながら働き続けるために

### 短時間勤務制度

事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者について、短時間勤務制度(1日原則として6時間)を設けなければならないことになっています。

### 所定外労働の制限

事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者から請求があった場合は、所定外労働をさせてはならないことになっています。

### 子の看護休暇

小学校就学前の子どもを育てている父母は、申し出ることにより年次有給休暇とは別に、1年につき子どもが1人なら5日、2人以上の場合は10日、子の看護のために休暇を取ることができます。(有給か無給かは会社の規定によります。)

### 時間外労働・深夜労働の制限・深夜業の免除

小学校就学前の子どもを育てている父母が請求した場合、事業主は制限時間(年150時間、月24時間)を超える時間外労働や深夜業(午後10時から午前5時の間の労働)をさせてはならないことになっています。

|          |          | 出産                               | 満1歳           | 満3歳 | 小学校入学 |
|----------|----------|----------------------------------|---------------|-----|-------|
| 妊娠       |          | 8週目                              | 9週目～          |     |       |
| 母性健康管理措置 | 産前休業(6週) | 産後休業(8週)                         | 育児時間          |     |       |
|          |          | パパママ育休プラス                        |               |     |       |
|          |          | 育児休業(1歳6か月まで延長可)                 |               |     |       |
|          |          | 育児のための所定外労働の免除、短時間勤務制度           |               |     |       |
|          |          | 子の看護休暇(1人につき5日まで・2人以上の場合は年10日まで) |               |     |       |
|          |          | 時間外労働・深夜労働の制限                    | その他の制度(短時間勤務) |     |       |

#### パパママ育休プラスって?

父母ともに育休を取得する場合は休業可能期間が延長されて、子が1歳2か月までの間、それぞれ1年まで育休が取得できます。(ただし、出産した母の場合は出生日、産後休業期間と育児休業期間を合わせて1年間)